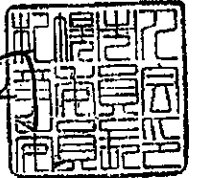


札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日

札幌市人事委員会

委員長 常事 総務



札幌市人事委員会規則第6号

札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項総務局の目中「人事評価制度」を「進退」に改め、同表教育委員会事務局（学校以外の教育機関を含む。）の項中「人事係長」を「人事係長 教職員課主査」に、「給与係長 教職員課調査担当係長」を「給与係長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「調整担当係長」を「任用担当係長 調整担当係長」に改める。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。